

2013年11月22日
日本キリスト改革派教会
大会 宣教と社会問題に関する委員会
委員長 弓矢健児

私たちは「特定秘密の保護に関する法律案」の法制化に反対します！

私たち日本キリスト改革派教会 大会 宣教と社会問題に関する委員会は、国家の役割があらゆる国民の諸権利を公平に守り、自由と平和を確立することにある、との信仰的立場から、下記の理由で「特定秘密の保護に関する法律案」（以下、「特定秘密保護法案」）の法制化に反対します。

1. 恣意的な秘密指定は国民の知る権利を侵害し、情報管理社会に道を開きます

本法案の「特定秘密」の指定事項は、別表に定められていて「防衛」「外交」「特定有害活動の防止」「テロリズムの防止」の4分野が対象とされています。しかし、秘密の定義も範囲も極めてあいまいであり、その時々々の政府の判断によってどのようにでも秘密にされてしまう危険性をもっています。

また、指定事項が「特定秘密」であるかどうかさえ外部から検証することができません。情報公開制度が未整備である現在の日本の状況では、この法律の制定によって、政府に都合の悪い情報がいっさい公にされないこととなり、国民の知る権利が根本的にないがしろにされてしまうような、危険な情報管理社会へと道を開くこととなります。

2. 法案の罰則規定は報道の自由と基本的人権を侵害します

同法案の罰則規定も非常に大きな問題を含んでいます。なぜなら処罰の対象や範囲が公開されないため、国民には何が処罰の対象になるかさえもわからないからです。それにもかかわらず、政府が秘密漏洩と判断すれば、過失で5年、それ以外は最長10年（執行猶予なし）の懲役刑が科せられてしまうのです。こうした極めて恣意的であいまいな罰則規定による重罰化は、報道・取材活動を萎縮させ、言論・表現の自由、国民の知る権利を大きく制限し、侵害することになるのは誰の目にも明らかです。

また情報を受け取った者だけでなく、共謀、教唆、扇動を行なった者も処罰の対象とされています。即ち、情報を漏洩した公務員だけでなく、その情報を得ようとした記者、ジャーナリスト、関係したと見なされる一般市民までもが広く処罰の対象にされる危険があります。

法案の21条には、国民の「知る権利」や「報道・取材の自由」への配慮規定が盛り込まれていますが、強制力のない努力目標に過ぎず、実効性があるとは到底いえません。

この法案は明らかに国民の市民的活動や言論・表現の自由、思想・信条の自由といった基本的人権を侵害する危険性を有しています。

3. 法案は日本国憲法の平和主義の原則に反し、日本を戦争のできる国に変質させます

この法案の根底には、日本国憲法が保障する国民の基本的人権よりも、国の安全保障を優先するという思想が横たわっています。そのことは、「知る権利が国家や国民の安全に優先するという考えは間違い」という町村信孝元外相の発言（2013年11月8日衆議院国家安全保障特別委員会）によって明らかです。

たとえ、現在の北東アジア安全保障環境に対応するために、国家安全保障会議(日本版NSC)創設や防衛力強化が必要であり、その一貫として米国などとの機密情報交換、共有が必要である、という立場に立つとしても、チェック機能のない無制限な情報の秘密保護がまかりとおるような事態は、近代国家として許されるはずありません。

歴史を顧みれば、旧憲法体制下にあつて制定された「軍事機密保護法」(1899年)、「国防保安法」(1941年)などが、直接、間接に国民の目と耳、口をふさぎ、国民を悲惨な戦争へと駆り立てていった、という現実がありました。今回の「特定秘密保護法」の制度化は、解釈改憲によって集団的自衛権の行使を可能にしようとする諸政策と抱き合わせで進められているものです。日本を戦争可能な国家へと再編成するための法制度の一つであることは誰もが認めることであり、日本国憲法の平和主義の原則とは相容れないものであることは明かです。

私たちは、過去の日本において制定された「治安維持法」(1925年)を想い起こします。この法律は、誰もが知っているように、戦争とともに適用範囲が順次拡大され、それとともに国民の自由や権利が抑圧され、思想・良心・信教の自由が奪われていきました。「特定秘密保護法」もひとたび制度化されれば、政府の恣意的な秘密情報指定によって国民の自由と権利が広範囲に侵害されてしまいかねない極めて大きな危険を孕んでいます。過去の「治安維持法」がもたらした暗い歴史の教訓を、私たちは決して忘れることはできません。

以上の理由から、私たちは「特定秘密保護法案」の法制化に強く反対します。